

関税定率法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の
整備に関する政令案要綱

1. 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約に定める品目表の改正に伴う関税定率法及び関税暫定措置法の別表の品目分類の改正に関し、関係政令の整備を行うこととする。
2. 技術的制限手段を回避する装置等を提供する行為を組成する物品の輸出してはならない貨物及び輸入してはならない貨物への追加に伴い、認定手続き等の規定の整備を行うこととする。(関税法施行令第62条の2、第62条の3、第62条の16及び第62条の17関係)
3. この政令は、平成24年1月1日から施行することとする。ただし、2. については、平成23年12月1日から施行することとする。